

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	3 7 7
		決裁期日	平成 1 7 年 1 1 月 2 1 日
名 称	第 4 回政策調整会議		
日 時	平成 1 7 年 1 1 月 1 8 日 ( 金 ) 午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分		
場 所	役場 2 階 審議室		
出席者	別紙：出席者名簿のとおり		
内 容	別紙のとおり		

## 開 会

議長あいさつ ( 田浦助役 )

### 1 政策調整会議の構成について

[事務局から提案説明]

- ・ 上富良野町行政組織内会議設置規則 ( 平成 11 年 4 月 1 日規則第 11 号 ) 第 12 条及び上富良野町政策調整会議運営要綱 ( 平成 11 年 6 月 14 日決定 ) 第 2 条第 1 項により、構成する委員は特定する課長が充職となっている。
- ・ 10 月 1 日の組織機構改革により出納室が会計課となったため、本会議の構成員について、協議を求める。

#### 【総 括】

- ・ 本会議の現構成に影響を与える機構改革でないため、構成員の変更 ( 運用要綱の一部改正 ) を要しないことで承認した。

### 2 平成 18 年度上富良野町総合計画実施計画策定に伴う要望事業について

[事務局から提案説明]

- ・ 11 月 9 日現在で、投資的事業の変更等を取りまとめた。( まだ、各所管課と事業内容・事業費の調整精査はしていない。 )
- ・ 一般会計について、4 月 1 日現在の当初計画と比較して、22,082 千円の増額となっている。( 新規事業：4 事業 )
- ・ 平成 18 年度予算編成会議 ( 11 月 16 日 ) 取り組み方針で、財政収支の均衡を図るため、「投資的事業の抑制 ( 一般財源ベースの目標数値： 50,000 千円 )」が 3 本柱の一つとなっている。

- ・ よって、平成 18 年度予算においては、現時点で約 70,000 千円（一般財源ベース）の抑制が投資的事業の役割となっている。
- ・ H18 予算と H18 実施計画（H18～H20）について、収支均衡を図ったものとするため、予算・計画における投資的事業のあり方や役割、抑制方法について、協議いただきたい。

[協議内容]

- ・ 施設修繕について、修繕しなければ施設の延命や維持管理・利用に支障をきたすなど、機能重視を優先し主とし、グレードアップは行わない。
- ・ 事業内容の詳細までを把握している各所管課において、所管課が抱える各事業を優先性・緊急性の視点で、再度精査・関係団体等と調整するなどし、一般財源を抑制すること。
- ・ 枠配分予算は、事業実施の裁量を所管課に委ねることになり、施策(事業)実施のルールを明確にしなければ危険。
- ・ 計画熟度が低いものは昨年同様、実施計画に登載しない。

【総括】

- ・ 上記協議内容を文書にまとめ、所管課に指示する。（期限：12月5日目途）
- ・ 今後、新年度予算、実施計画資金計画の収支均衡を図るため、所管課が記した優先順位を参考として各投資的事業の事業内容・事業費・実施年度などの調整を行う。
- ・ 上記作業目途は、予算査定（助役査定）まで完了させる。（資金計画策定時には再度調整が必要。）

3 滞納者に対する行政サービス制限措置プロジェクトの中間報告について

（資料全体について、プロジェクト座長から提案説明）

(1) プロジェクトの検討経過について（資料3）

- ・ プロジェクト構成の説明と会議検討経過の概要説明

(2) 現行制度による罰則等について（資料4）

- ・ 行政サービス制限対象の町税・税外収入について、別紙のとおり現行制度を把握した。
- ・ 延滞金については、法令により条例化すれば、全て徴収することができる。
- ・ 滞納者に対する罰則は、保育料、下水道使用料（負担金・分担金）、老人入所者負担金のほかは、全て滞納処分が規定されている。
- ・ 強制執行は、公営住宅料、上下水道料のほかは、全て可能である。
- ・ 時効期間は、それぞれ、資料のとおり。

(3) 先進地自治体における行政サービス制限条例の比較について（資料5）

- ・ 先進自治体の傾向や特色として

七飯町：制限の対象は税のみ。

町の責務（現行制度の履行）を条文化。

納税者の義務（納税の履行）を条文化。

各収納の納期限毎に、滞納者の全てに対し行政サービスを停止。

制限の適用は過年度から。

当麻町：制限の対象は税のみ。

町の責務（現行制度の履行）の条文なし。

制限の適用は過年度から。

芦別市：制限の対象は税と税外収入。

氏名公表・行政サービスの停止を審査委員会にかけている。

特定の滞納者（悪質滞納者）に対し、行政サービスを停止。

適用は過年度から。

市長の指示により、該当者がいれば、氏名公表は必ず実施する。

(4) 上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例（素案）について（資料6）

- ・ 滞納の定義を、各収納の納期限とした。
- ・ 条例素案については、パブリックコメントをする。

(5) 行政サービス制限項目の選定方法について

- ・ 11月24日に全課を対象とした会議を開催し、プロジェクトの検討経過を説明・制限する行政サービスの洗い出し方法等について、協議する予定である。

#### [全体協議内容]

- ・ 現行制度を完全履行してから、制限条例を制定すると判断した場合は、資料に掲げる全ての業務（延滞金徴収、滞納処分、強制執行等）を完全履行することが困難であることから、本制限条例の制定は不可能である。
- ・ 現行の滞納処分（督促を発した日から起算して10日経過など）と行政サービス制限時期（納期限の翌日）が乖離しているので、条例化までに整理すべき。
- ・ 滞納を納期限毎にするのか、過年度とするのか、両方の設定で素案化すること。
- ・ 税外収入の滞納について、調査対象や事務量が多いため、手続きが可能か。
- ・ 税外収入の強制執行を実施するにあたり、地方税法・国税徴収法の制限規定（守秘義務）により、差し押さえるべき財産を調査できないことが現時点でも課題である。
- ・ 条例素案第5条の職務義務は、現行制度義務を指している。

#### 【総括】

- ・ 制限条例の制定事務を取り進めること。
- ・ 現時点では滞納の判断を、納期・過年度の両方で素案を作成すること。

- ・ 悪質な滞納者が存在することから、氏名公表は条文化することで判断した。
- ・ 法令義務等の行政サービスは停止できないことから、制限する行政サービスを性質分類して、制限対象サービスを明確にすること。
- ・ 制限条例制定に伴う行政サービス制限は、現行制度（督促、徴収、分納相談、罰則）に規定する町の責務履行に努めること。（両者は収納業務の両輪であるため。）